

# 仕 様 書

## 1 広告を掲出することができる位置及び面積

別添図面のとおり

## 2 広告の規格

W 5,700mm×H 1,750mm 以内（この規格の範囲内で掲示できます）

## 3 広告の数量

全面

## 4 留意事項

- ・ 広告の設置については、広告取扱業者において行うこととし、はく離可能なカッティングシート等の貼付やパネル等の取り付けによるものとし、安全性が確保される方法で、壁面に確実に固定することとします。
- ・ 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、その旨を示す文言を記載する必要があります。その記載方法について事前に県に協議願います。
- ・ 広告の掲出及び取外し並びに維持管理は広告取扱業者の負担とします。
- ・ 夜間は照明の点灯が可能です（照明点灯の時間 午後 10 時まで）。ただし、電気等、照明の使用に必要な経費は広告取扱業者の負担とします。